

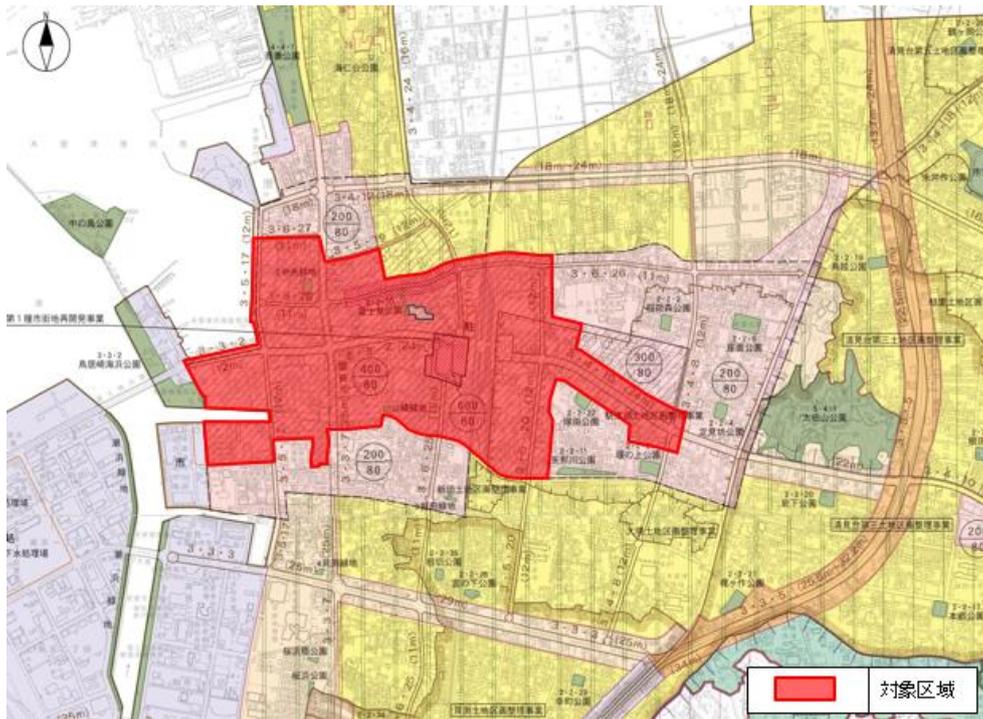
木更津市街なか居住マンション建設補助事業のご案内

1 趣旨

「木更津市街なか居住マンション建設補助事業」は市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、土地の利用の共同化、高度化等による定住促進に寄与する事業を施行する民間事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものです。

2 対象区域

都市計画法に基づく商業地域



3 対象事業

国の社会資本整備総合交付金制度の優良建築物等整備事業のうち、共同化タイプで次の要件を満たす事業が対象です。

敷地	<ul style="list-style-type: none"> 敷地等について、所有権等を有する2人以上の者が存在すること。 所有権を有する者が2人の場合、200㎡未満または不整形な土地を含むこと。 敷地の面積が1,000㎡以上であること 敷地が幅員6m以上の道路に4m以上接すること
構造	<ul style="list-style-type: none"> 地階を除く階数が3階以上であること 耐火建築物又は準耐火建築物であること
用途	<ul style="list-style-type: none"> 延べ面積の2分の1以上を住宅の用に供すること
空地	<ul style="list-style-type: none"> 空地面積の敷地面積に対する割合が40%以上であること
その他	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の形態、色彩等が周辺の景観と調和するものであること

4 補助対象経費

調査設計計画事業	事業計画作成費、地盤調査費、建築設計費
土地整備事業	建築物除却等費、補償費等
共同施設整備事業	空地等整備費、供給処理施設整備費、その他の施設整備費

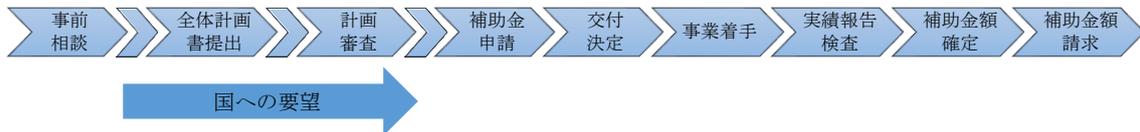
5 補助金の限度額

補助金の限度額は下記のうちいずれか少ない額となります。

- ・補助対象経費を合計した額に3分の2を乗じて得た額（万円未満切捨て）
- ・建設しようとする住宅の戸数に500万円を乗じて得た額
- ・5億円

※計画認定したもののうち、予算の範囲内で補助金を交付するため、予算の執行及び国庫補助金の交付状況により要望どおり補助金が交付されない場合があります。

6 申請手順



※事前相談について、補助要件の確認ができるよう、下記資料を持参してください。

- ・計画敷地に係る資料（位置、面積、公図等で筆数がわかるもの）
- ・権利関係の状況がわかるもの
- ・建物概要（規模、構造、用途など）

7 注意事項

- ・本事業は国や市の補助金が投入されるため、効率的な執行と透明性の確保が求められます。施行者は国への補助要望時や事業完了後など、費用対効果分析や事業効果、環境への影響等の評価を行い報告する必要があります。また、資金が適切に運用されているか、会計検査院の検査対象となる場合があります。
- ・工事の着工が補助金の交付決定後となることから、全体計画書の提出時期によっては、計画書提出から事業着手まで、相当な期間が必要な場合があります。

申込先・問合せ先

木更津市役所 都市整備部 住宅課

TEL : 0438-23-8599 FAX : 0438-22-4736

Mail : juutaku@city.kisarazu.lg.jp